

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.139

発行：東濃西部広域行政事務組合

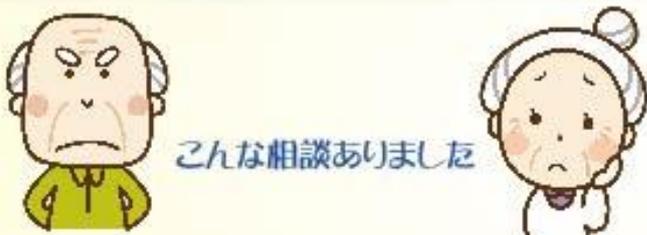
「契約」のキホン

日常生活では、すべての人が、あらゆる場面で契約をしています。契約とは「申し込み」と「承諾」という意思の合致で成立する、法的な責任が生じる約束事です。いったん契約が成立すると、お互いに権利と義務が発生するため、原則、一方的にやめることはできません。

Q.具体的にはどういうこと？ A.コンビニで「これください」とレジで商品を差し出すのが申し込み。店員の「ありがとうございます」が承諾です。これで契約は成立です。

Q.契約書がなくても契約は成立するの？ A.契約成立には、原則、書面を交わすことが決まっています。口約束でも契約は成立します。

Q.一方的にやめられないってどういうこと？ A.購入した服と同じような服が、別の店で安く販売していたので返品したいというような、自己都合による返品は原則できないということです。



こんな相談ありました

ネットで格安の釣り針セットを見つけ注文した。事業者指定された電子マネーをコンビニで購入し、その番号をメールで伝え代金を支払った。しばらくして、欠品したので返金するからと言われ、無料通話アプリを登録後、QRコード決済での返金手続きを無料通話アプリで指示された。

事業者の指示に従い手続きを続けると、返金されるはずが相手に送金してしまい、二重にお金をだまし取られるという新手の手口です。そもそもネットの詐欺サイトであり、どちらの代金も支払ってしまうと返金を求めることは難しいです。コード決済を利用して購入していないのに、コード決済で返金すると言われたら、二重被害の手口を疑ってください。手続きをする前に窓口にご相談ください。国民生活センターからも注意喚起が出ています。

3月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	14件
訪問販売	12件
訪問購入	0件
通信販売	39件
連鎖販売	1件
電話勧誘	16件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	10件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 市民協働課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業